

5 陳情第 4 号

5 陳 情 第 4 号	東京都若年被害女性等支援事業に係る「東京都若年被害女性等支援事業に関する協定書」等に関する陳情
付 託 委 員 会	文教子ども家庭委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 5 年 2 月 9 日受理、令和 5 年 2 月 2 2 日付託
陳 情 者	新宿区荒木町_____

(要 旨)

区長は、東京都若年被害女性等支援事業に係ることについて、下記のとおり破棄、取り消し等を行ってください。

- 1 「東京都若年被害女性等支援事業に関する協定書」を破棄してください。
- 2 都からの行政財産使用許可申請書を受けて、区が行った行政財産使用許可を取り消してください。
- 3 上記 2 の処理に伴い、許可から取り消しまでの間に生じた「使用料及び光熱水費」を都へ請求してください。

(理 由)

昨今、巷では東京都若年被害女性等支援事業について様々な意見や道義上の不信感等が散見されております。これは区民とて例外ではありません。

現状において区長から区民へ意思表示（表明）を求める気持ちは、陳情者一人ではないと推察しております。

因って、区としては都の本事業と距離をとることが最善と思料します。

さて今後、本事業については都の 2 回目監査、会計検査院の検査と続くと思われませんが、問題なしという帰結であれば、再び都が「協定書」等を打診してきた際に、区としてあらためて検討（事前の検討が望ましい）すればよいことです。

まずは、区長三期目の本件に対する「所信表明としての実務行使」をしてください。